

【民間活力創生事業補助制度】 事業再構築支援事業

市内で事業を再構築するために行う新分野展開、事業転換を行う際にかかる改修費やシステム購入費等の一部を補助します。



補助事業者	市内に住所を有する個人又は法人
補助対象事業	市内既設事業所が、新分野展開、事業転換を行う事業。
補助対象経費	市内既設事業所の事業再構築等に係る以下の経費 ・建設費及び改修費 ・機械装置やシステム構築費 ・外注費（加工・設計等） ・広告宣伝費 ・販売促進費（広告作成、媒体掲載等）等 人件費、旅費、不動産、汎用品の購入費は対象外
補助額	補助対象経費の3／4以内 上限額 300万円 ※算出した額に1,000円未満に端数が生じたときは、これを切り捨てる。
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・事業を開始する前に行う改修や購入であること。 改修工事等に着手しておらず、申請年度内に改修工事等が完了し、事業を開始できること・過去に同要綱に定める補助金を受けていないこと。・併用住宅の店舗改修工事にあっては、改修後の非住居部分に関するものであること。・市税を完納していること。・5年以上事業を継続する意思があること。・国、県又はその他団体等の同一目的の補助等の交付又は交付決定を受けていないこと。・政治や宗教を目的とするものでないこと。

補助金交付までの流れ

① 事前相談

② 補助金交付申請

	提出書類	チェック
①	補助金交付申請書（様式第1号）	
②	事業計画書・計画内容を確認するための書類・収支予算書	
③	店舗所在地を示す図面（地図）	
④	市税完納証明書	
⑤	工事や購入等に関する見積書	
⑥	改修等の場合は工事前の店舗等写真	
⑦	申請者と所有者が異なる場合は、改修にかかる所有者の承諾書	
⑧	その他市長が必要と認める書類	

③ 審査・交付決定通知

④ 変更交付申請（必要があれば）→変更交付決定通知

⑤ 事業着手・完了・実績報告書

	提出書類	チェック
①	補助金実績報告書（様式第8号）	
②	事業内容と成果が確認できる書類（契約書の写し等）・収支決算書	
③	領収書（写）など費用の支払いを証明する書類	
④	工事後の写真、購入物の写真等	

⑥ 現地確認・確定通知

⑦ 補助金請求

⑧ 補助金交付